

# 若穂地区住民自治協議会



## 若穂地区住民自治協議会とは？

- ◇ 住民自治協議会は、長野市が「住民自治」を深めるために導入した長野市オリジナルの仕組みです。
- ◇ 長野市には、主に旧市町村を単位とする住民自治協議会が32あり、若穂もそのひとつです。
- ◇ その地区の住民(企業も含め)を代表し、若穂住民自治協議会は
  - (1) 市行政と若穂をつなぐ「総合窓口」
  - (2) 多くの団体やグループをネットワークする調整機能
  - (3) まちづくりを進める新たな創造力
  - (4) 美しい自然、歴史、文化、伝統、個性などを発展継承していくことを目指しています。



## お電話 メールでのお問い合わせ

050-3583-5700 までお問い合わせください。なお、土曜日 日曜日はお休みをいただいております。

wakahoj@grn.janis.or.jp までお送りください。

---

# 《 若穂地区住民自治協議会会則 》

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は、若穂地区住民自治協議会(以下「本会」という。)という。

### (目的)

第2条 本会は、若穂地区の住民自治を推進し、住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 長野市との協定に基づく必須、選択事務に関する事
- (2) 住民の意見や要望を把握し、行政に反映させること
- (3) 住民相互の情報交換や、交流・親睦に関する事
- (4) 地域の活性化や振興に関する事
- (5) 生活環境の保全や美化に関する事
- (6) 福祉や健康に関する事
- (7) 文化、教養やスポーツに関する事
- (8) 社会・人権教育・男女共同参画に関する事
- (9) 子育てや青少年健全育成に関する事
- (10) 防災、防火、防犯に関する事
- (11) 交通安全に関する事
- (12) その他目的達成のために必要な事業

### (会員)

第4条 本会の会員は、若穂地区に居住する住民及び地区内を活動範囲とする各種活動団体等とする。

### (事務所)

第5条 本会の事務所は、長野市若穂支所内に置く。

## 第2章 組 織

### (組織運営)

第6条 本会は、総会、理事会、委員会(区長会を含む。以下、同様。)及び協議会、ネットワーク会議等をもって構成する。

### (総会)

第7条 総会は、代議員で構成され、次の者が代議員となる。

- (1) 代表区長及び区長
- (2) 各団体の代表者
- (3) 公募の代表者

(4) 学識経験者(前会長等)

- 2 総会は、本会の議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は代議員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。
- 3 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。
- 4 会議に出席できない代議員は、その権限の行使を所属構成員に委任することができるが、やむを得ない事情で出席できない場合は委任状を提出することができる。
- 5 総会の議長は、代議員の中から選出する。
- 6 総会は、次の事項を審議し決定する。
  - (1) 本会の事業報告及び決算の承認に関すること
  - (2) 本会の事業計画及び予算の決定に関すること
  - (3) 役員を選出に関すること
  - (4) 会則の制定及び改廃に関すること
  - (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること

**(理事会)**

第8条 理事会は会長、副会長、会計、委員長、協議会長、代表区長、事務局長及び事務局次長で構成し、具体的な事業推進にあたって必要な事項の審議・決定や、連絡・調整を行う。

- 2 理事会は、会長が主管する。
- 3 緊急を要する場合や、やむを得ない事情で総会が開催できない場合は、前条第6項(4)(5)号の権限について代行することができる。

**(委員会及び協議会)**

第9条 具体的な事業を推進する機関として、次の委員会及び協議会を設置する。

- (1) 区長会
- (2) 地域開発推進委員会
- (3) 環境美化委員会
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 福祉保健委員会
- (6) 地域公民館連絡協議会
- (7) 人権同和教育促進協議会
- (8) 子育て青少年育成協議会

- 2 各機関の定義等、必要な事項については別途規則で定める。

**(ネットワーク会議)**

第10条 本会に参加する他の団体との連携・調整を図るため、次のネットワーク会議を設置する。

- (1) 防災安全ネットワーク会議
- (2) 地域振興ネットワーク会議
- (3) 健康福祉ネットワーク会議
- (4) 文化教育ネットワーク会議

- 2 ネットワーク会議は、前条第1項に定める委員会又は協議会の代表がそれぞれ主管する。
- 3 各ネットワーク会議の定義等、必要な事項については別途規則で定める。

### 第3章 役員

#### (役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- |                  |      |
|------------------|------|
| (1) 会長           | 1名   |
| (2) 副会長          | 若干名  |
| (3) 会計           | 1名   |
| (4) 事務局長         | 1名   |
| (5) 事務局次長        | 若干名  |
| (6) 監事           | 4名   |
| (7) 委員長及び協議会長    | 各1名  |
| (8) 副委員長及び協議会副会長 | 各若干名 |

- 2 役員の任期は1年とするが、再任されることができる。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、総会において選出するものとするが、委員長及び協議会長並びに副委員長及び協議会副会長は、各々の機関からの推薦に基づいてこれを承認する。
- 4 会長及び副会長は、委員会及び協議会の役員を兼ねることができる。
- 5 監事の内2名はあらかじめ公募により選出し、総会においてこれを承認する。
- 6 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。
- 7 必要に応じて総会の承認により、相談役及び顧問を置くことができる。
- 8 必要に応じて総会の承認により、役員に手当を支給することができる。

#### (役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、必要によりその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の経理事務を執行する。
- (4) 監事は、本会の会計監査にあたり、総会においてその結果を報告する。
- (5) 事務局長は、本会の事務全般を執行する。
- (6) 事務局次長は、事務局長を補佐し、必要によりその職務を代理する。
- (7) 委員長及び協議会長は、各々の機関の事務を執行する。
- (8) 副委員長及び協議会副会長は、委員長及び協議会長を補佐し、必要によりその職務を代理する。

### 第4章 会計

#### (経費)

第13条 本会の経費は、負担金、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもって充てる。

#### (会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (予算執行)

第15条 予算執行にあたっての必要な事項は、別途規則で定める。

#### **(予算執行の特例)**

第 16 条 総会で予算が決定される以前の、年度当初の予算の執行については、前年度の予算を基準として執行することができる。

#### **(会計及び資産帳簿の整備)**

第 17 条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

### **第5章 その他**

#### **(委任)**

第 18 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則、要領等に関しては各機関等での検討を踏まえて理事会でこれを定める。

2 変更についても同様とする。

#### **(事務員の雇用)**

第 19 条 事務を執行するため、事務員を雇用することができる。

#### **附 則**

1 平成 20 年 2 月 23 日施行の会則は、平成 22 年 3 月 31 日をもって廃止する。

2 この会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

3 この会則は、平成 22 年 4 月 28 日から施行する。

4 この規則は、平成 26 年 4 月 25 日から施行する。